

人とねこの共生ガイドライン



千葉県

CONTENTS

はじめに	1
1 定義	2
2 千葉県におけるねこの飼養保管等の現状	2
(1) 飼育頭数	2
(2) 飼育形態	3
(3) 苦情件数	3
(4) 引取り頭数	4
3 ねこの習性	5
4 飼い主の心構え	6
(1) ねこを飼う前に、家族全員でよく考えましょう。	6
(2) 屋内飼育をしましょう。	7
(3) 不妊・去勢手術は飼い主の責任です。	9
(4) 飼い主がわかるようにしましょう(所有者明示)。	10
(5) 病気から守りましょう。	11
(6) 絶対に捨てないでください。最後まで責任をもって飼ってください。	12
5 野良ねこに餌を与えている方へ	13
(1) 不妊・去勢手術を実施し、これ以上増えないようにしましょう。	14
(2) できるだけ自分の敷地内で餌を与え、後片付けをしましょう。	14
(3) 糞の始末をしましょう。	14
(4) 新しい飼い主を探しましょう。目標は屋内飼育ねこです。	15
(5) 周辺住民の理解を得る努力をしましょう。	15
(6) ルールを決めましょう。	16
(7) 一人で悩まず、理解ある仲間を増やしましょう。	16
参考資料	
Ⅰ めざせ!満点飼い主(あなたの満点度チェック)	17
Ⅱ 関係法令等(抜粋)	18
Ⅲ 県内保健所等一覧	21



はじめに

動物を飼うことは、生活に安らぎや潤いを与えてくれますが、飼い方によっては、近隣住民に迷惑をかけることになってしまいます。実際に、動物に関する多くの苦情が保健所等に寄せられており、その件数は年々増加しています。

特にねこに関しては、不適正な飼い方や野良ねこへの無責任な餌やりが原因となり、近隣トラブルに発展する事例も少なくありません。

このようなねこに関する問題は、ねこに対して持っている人々の感情の違い、飼育環境の地域性、飼育形態やねこの習性に対する理解度、ねこが引き起こしている問題の内容、さらには日ごろの近隣関係等が複雑に絡み合っていると考えられ、今日の動物愛護推進の上からも重要な課題の一つとなっています。

また、ねこが人に与える迷惑行為だけがねこに関する問題ではありません。ねこの引取り依頼が多いことや遺棄・虐待など、人がねこの命を軽視することで発生する問題もあります。

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。）では、「すべての人が、「動物は命あるもの」であることを認識し、みだりに動物を虐待することのないようにするのみではなく、人と動物が共に生きていける社会を目指し、動物の習性をよく知った上で適正に取り扱うようにしなければならない」と定めており、ねこも例外ではありません。

人とねこが共生していくためには、ねこの命を尊重することと併せて、鳴き声や糞尿等による迷惑の防止を含め、ねこが人の身体あるいは財産を侵害することのないように適切に管理される必要があり、そのためには、屋内での飼育、みだりな繁殖の防止といったねこの行動等にある程度の制約を課すことが必要となる場合があります。

本ガイドラインは、「飼い主の心構え」や「野良ねこに餌を与える際の順守事項」を明確にし、ねこの適正な飼養及び管理の方法を普及啓発することで、人とねこの調和のとれた住みやすいまちづくりを目指すことを目的としており、それぞれの地域において、ねこに関する問題に取り組む際の参考としていただければ幸いです。

平成22年3月

千葉県健康福祉部衛生指導課

1 定義

(1) 飼いねこ

特定の飼い主に飼育されているねこ。飼育形態により次のとおり分類します。

① 屋内飼育ねこ

屋内のみで飼育されている飼いねこ。

② 屋外飼育ねこ

屋外を自由に歩き回ることもある飼いねこ。

(2) 野良ねこ

特定の飼い主がおらず、屋外で生活するねこ。



2 千葉県におけるねこの飼養保管等の現状

(1) 飼育頭数

ねこについては、犬のように登録制度がないこと、係留義務がなく、屋内飼育・屋外飼育が混在し、所有者が明らかでない屋外飼育ねこと野良ねことの識別が困難なこと、複数飼育が多いこと等から飼育頭数の把握が困難となっています。そこで、本県において、平成20年度に財団法人地方自治研究機構との共同研究事業として「愛玩動物の飼養のあり方に関する調査研究」（以下「飼養実態調査」という。）を実施したところ、県内におけるねこの飼育世帯数割合は11.5%、飼育頭数は46万5000頭、1世帯当たりの飼育頭数は平均2.15頭でした。

飼養実態調査

ねこの飼育世帯数割合			ねこの1世帯あたり飼育頭数			ねこの 推計飼育頭数
1戸建て	集合住宅	合計	1戸建て	集合住宅	合計	
13.3%	5.7%	11.5%	2.23頭	1.58頭	2.15頭	465千頭

飼いねこ 465千頭（屋内飼育ねこ：299千頭、屋外飼育ねこ：166千頭）

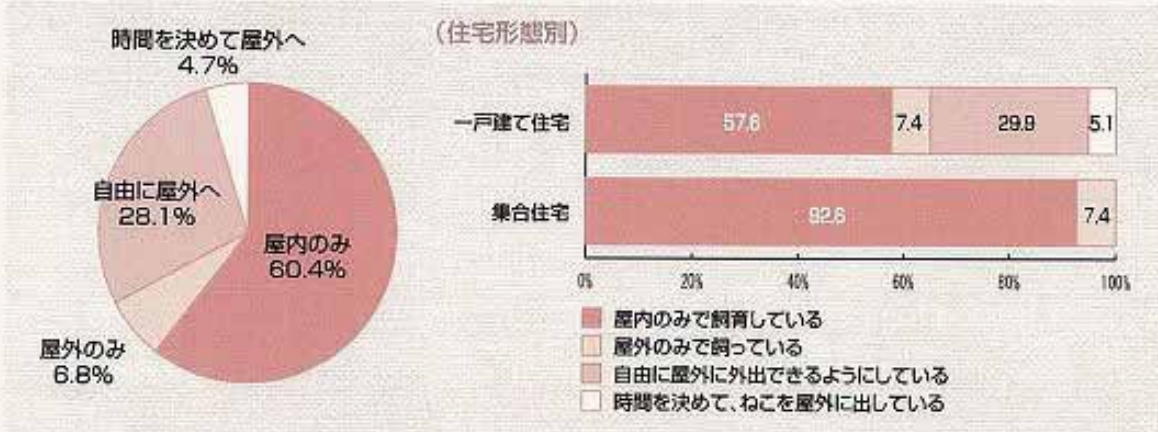
野良ねこ 175千頭

(2) 飼育形態

飼養実態調査によると、ねこの飼育形態(頭数割合)は「屋内のみで飼われている」60.4%、「自由に屋外に外出できる」28.1%、「屋外のみで飼われている」6.8%、「時間を決めて屋外に出してもらう」4.7%となっており、全体の約4割が屋外飼育ねことして飼われています。

また、住居形態別による屋内飼育の割合は、「集合住宅」92.6%、「一戸建て住宅」57.6%となっており、住居形態によって飼育形態の傾向が異なります。

飼養実態調査:どのようにねこを飼っていますか?(頭数割合)



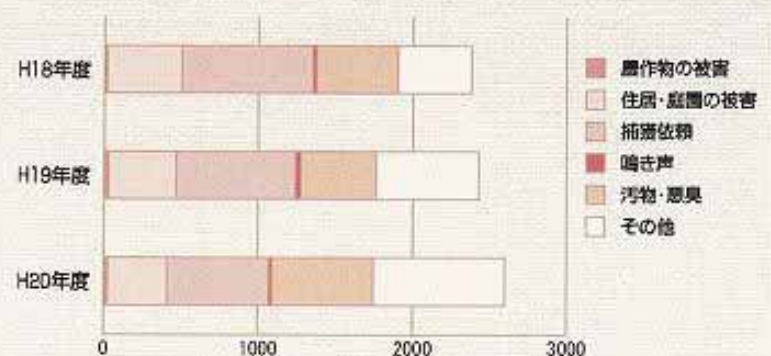
(3) 苦情件数

「庭に入ってきて困る」「庭に糞尿をされて臭い」「野良ねこを捕獲してもらいたい」「鳴き声がうるさい」等のねこに関する苦情が、保健所等に毎年2,000件以上寄せられており、その件数は年々増加しています。

ねこに関する苦情内訳(政令市・中核市を含む)

(単位:件)

	農作物の被害	住居・庭園の被害	捕獲依頼	鳴き声	汚物・悪臭	その他	合計
H18年度	17	485	846	26	529	475	2,378
H19年度	33	437	766	37	488	667	2,428
H20年度	28	385	655	25	655	853	2,601



(4) 引取り頭数

動物愛護法により、犬及びねこの引取りを求められた場合には、都道府県等はこれを引き取らなければならないとされています。

本県が引き取った犬とねこの頭数の推移は以下のとおりであり、犬については、ここ10年間で約60%減少しているのに対し、ねこについては、約30%の減少に留まっています。

このような差が生じている原因としては主に、ねこは犬のように「係留飼い」が義務づけられておらず、不妊・去勢手術をしていないねこの外飼い、又は出入り自由の飼い方が少なくないことから、自由交配による望まない繁殖が生じている結果によるものと考えられます。

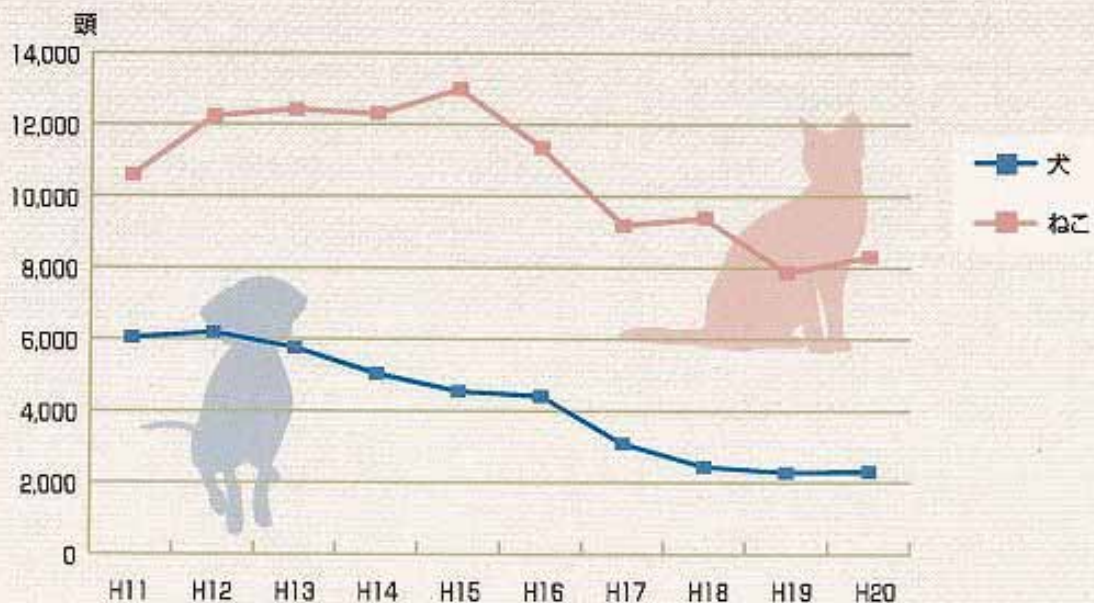
平成20年度に引き取ったねこのうち、86% (7,136頭) が子ねこであることが、このことを物語っています。



犬及びねこの引取り頭数(政令市・中核市を含む)

単位:頭

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
犬	6,043	6,193	5,765	5,034	4,538	4,407	3,092	2,446	2,286	2,313
ねこ	11,590	12,242	12,429	12,306	12,993	11,342	9,182	9,384	7,864	8,300



3 ねこの習性

ねこの習性を理解して、飼育方法に応用することにより、ねこの健康が保たれるとともに、トラブル発生の防止を図ることができると思われます。

ねこは野性的な習性が強く残っており、同じペットの代表である犬とは似ているようで大きな違いを持った動物であり、この習性を十分理解したうえで、接する必要があります。

夜行性	昼間は寝ていることが多く、夜に活動が活発になります。
行動範囲	ねこは犬に比べ、はるかに行動範囲が狭く、飼いねこの場合は主として自宅とその周辺程度です。去勢されていないオスの行動範囲は広く、メスの約10倍とされています。
社会生活	犬のようにボスを中心とした順位の明確な社会と違って、上下関係がゆるやかな社会を作っています。
排泄	ねこはやわらかい砂地、あるいはそれに似た場所で好んで排泄し、排泄物を埋めます。
食性	ねこは肉食性であり、犬よりもタンパク質を多く必要とします。また、昼夜を問わずに頻繁に少量ずつ食べる習性があります。
捕食性行動	ねこは、目の前で不意に動くものを見せられると、反射的に飛びかかって組み付いたり、前足で押さえようとします。
生殖	ねこは年2～3回の発情があります。また、交尾の刺激で排卵するため、交尾すればほぼ100%妊娠し、1度に4～8頭の子ねこを産みます。
マーキング	ねこのマーキングには、「尿スプレー」「顔や体のこすりつけ」「爪とぎ」があります。マーキングによって自分の匂いを残すことで自分の存在を他のねこに示し、なわばりを主張したり、交配相手を探したりします。
鳴き声	子ねこと親ねことの会話、発情期のオス、メスの誘い合いなど、ねこ同士のコミュニケーションの手段として使われるほか、警戒、威嚇、闘争の表現にも使われます。
毛づくろい	ねこは獲物に匂いで感づかれないために、体をなめたり、前肢で顔を洗うような動作をして清潔にしておく習性があります。



4 飼い主の心構え

昔は、ねこを放して飼うことが当たり前のようには考えられていましたが、都市化が進み、住宅事情が変化する中で、放し飼いによる迷惑問題についての苦情が、保健所等に多く寄せられています。

飼い主はねこの習性を理解した上で、家族の一員として最後まで面倒を見るとともに、人とねことの調和のとれた住みやすいまちづくりのため、飼っているねこが近隣に迷惑をかけるないように、適正な飼育に努めなければなりません。

(1) 飼い始める前に、家族全員でよく考えましょう。

動物を飼うということは、その一生を責任をもって面倒を見るということです。毎日の食餌、排泄物の始末、健康管理などやることはたくさんあります。「かわいい」という気持ちだけでは、最後まで飼うことはできません。また、家族の理解と協力は不可欠であり、ねこを飼うことに家族全員が同意している必要があります。

最後まで責任をもって飼えるのか、飼い始める前に家族全員でよく考えましょう。

もし、少しでも不安や不安定要素があるなら、今は飼わない方がいいでしょう。飼い主の無責任のツケは、ねこがその命で払うことにもなります。「好きだから今は飼わない」「飼えるようになるまで我慢する」というのも、ねこへの愛情のひとつの形です。

飼う前に考えましょう

- あなたの家はねこを飼える環境ですか？
- 家族構成の変化や転居など、将来のことも考えていますか？
- あなたの家族は全員ねこを飼うことに賛成していますか？
- 近隣に迷惑をかけるないように配慮できますか？
- ねこの寿命は10年以上です。一生愛情と責任を持って飼うことができますか？
- 「かわいい」、「かわいそう」等の衝動的な感情で飼おうとしていませんか？
- 毎日の餌代だけでなく、不妊・去勢の手術費・病気の治療費等も払えますか？

飼養実態調査：エサ代や医療費などは、1年間にどのくらいかかりますか？

一世帯当たり年間9.7万円の飼育経費がかかっている。犬と比較すると多頭飼いの世帯が多いため、食料費が犬より多くかかっている。医療費、おもちゃ代などのその他の経費は犬と比較すると少ない。



ねこの飼育経費(万円)



(2) 屋内飼育をしましょう。

ねこにとって、屋外は交通事故、ウイルスや細菌などの感染症、さらにはねこ同士のけんかなど危険がいっぱいです。また、糞をしたり、鳴き声をあげるなど、ねこにとっては当たり前の行動が、他人の迷惑となって近隣トラブルに発展することもあります。

ねこを屋内で飼えばこれらのことを防ぐことができます。ねこの習性をよく理解し、環境を整えれば、屋内飼育は十分可能です。

屋内飼育の3大メリット

- 危険を防ぐ:交通事故や感染症、ねこ同士のけんか、迷子などを防止できます。
- 繁殖を防ぐ:自由交配による望まない妊娠(不妊去勢をしていない場合)、不幸な命の発生を防止できます。
- 迷惑を防ぐ:庭やごみ荒らし・糞尿・鳴き声など近隣での迷惑を防止できます。

屋内飼育のポイント

- 子ねこの時から屋内飼育をするようにしましょう。
- 不妊・去勢手術をしましょう。
- 食餌・トイレ・遊び・爪研ぎ・休憩等の場所を提供しましょう。
- 気晴らしに外の景色を安全に眺められる場所を提供しましょう。
- トイレのしつけをしましょう。
- 立体的な運動ができるようにして、ストレスを解消しましょう。
- ねこからの「食べ物」や「遊び」の要求にはできるだけ応えましょう。
- 気晴らしに首輪にリードをつけて屋外を散歩することも有効です。
- 屋内に危険がないかを確認、安全な環境を作りましょう。
(中毒を起こす観葉植物や洗剤・殺虫剤などの置き場所にも注意しましょう。)
- 窓、ドアなどの開閉に注意し、ねこが逃げ出さないようにしましょう。
(ねこが開けないように、窓や網戸にストッパーをつけるなどの工夫をしましょう。)
- 災害時の避難生活にも役立ちますので、日ごろからケージ内での生活にも慣らせておきましょう。



屋外で飼われていたねこを屋内で飼うためには..

屋外飼育をしていたねこでも、根気よくしつければ屋内で飼うことができます。

この場合の留意点は、

- 必ず不妊・去勢手術をしましょう。
- 適切な大きさのケージを用意し、生活に慣れるまで、食餌も排泄もケージの中で済ませ、ねこを室内に出さない努力をしましょう。これには飼い主が強い忍耐を持ち、屈しないことが大切です。
→ケージは、広さよりも高さを優先する工夫が必要です。上下運動ができる高さがあると良いでしょう。
- 始めは興奮したりするので、大きめの布などをかけてケージを暗くして落ち着かせるようにしましょう。
- 初めは、ケージの中だけで暮らすようにしますが、ケージ内の生活に慣れ、落ち着いてきたら、徐々にケージの外に出すようにして、屋内での生活も快適であると思わせましょう。
- どうしても屋外に出たがる時は、一緒に遊んだり、大好物なものをあげたりして、気を紛らわせましょう。

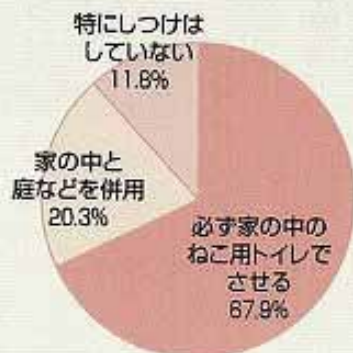
トイレのしつけ方

ねこは、やわらかい土や砂の上などに好んで排泄します。適当な大きさの箱（市販のねこ用トイレでもよい）に、ねこ用のトイレ砂を入れておき、部屋の隅など人目につかない静かで隠れた場所に置いておきます。トイレの設置数は「ねこの数+1個」が理想です。

ねこが排泄しようとする時は、その場所で、「においを嗅ぐ」「前足で掻き分ける」「しゃがむ姿勢をとる」などの一連の動作を行いますので、これらの行動を始めたらすかさずトイレに連れて行きます。これを数回繰り返し、トイレで排泄することを覚えさせましょう。

また、ねこはとてもきれい好きなので、トイレはいつも清潔な状態にしておくよう心掛けましょう。

飼育実態調査：ねこの「トイレ」のしつけは、どのようにしていますか？



(3) 不妊・去勢手術は飼い主の責任です。

本県のねこの致死処分数は全国上位であり、そのほとんどは子ねこです。産まれたけれど飼いきれない子ねこは、飼い主の手で保健所等に引取り依頼されて処分されます。処分されてしまう子ねこを産ませていませんか？ また、飼いきれなくて、捨てていませんか？

ねこは自然にしておくとも、年に数回の発情期があり、あっという間に数が増えます。また、捨ててしまうことで、野良ねこの数も増えます。

このような状況をなくすためには、飼い主が責任をもって、ねこに不妊・去勢手術をしなければなりません。

不妊・去勢手術のメリット

- 望まない子ねこが生まれることがありません。新しい飼い主をさがす苦勞をすることもなく、飼いきれなくなって、保健所等に引取りを依頼する必要もなくなります。
- ストレスが軽減され、性格が穏やかになり飼育しやすくなるとともに、屋内飼育が容易となり、長生きできると言われています。
- 尿スプレーや発情期の鳴き声などの問題行動が軽減します。
- 泌尿生殖器に関連する病気の発症を予防できます。

手術後に注意すること

不妊・去勢手術をすると、基礎代謝率の減少などにより必要なカロリーが少なくなります。手術前と同じ食餌量を与えていると太ってしまうので、適切な量に管理することが必要です。

手術の費用はどのくらい？

費用は地域や動物病院により異なりますが、1万円～4万円程です。(手術内容の違いから、メスの方が費用がかかります。) なお、この金額は平均的な目安ですので、詳しくは動物病院にお問い合わせください。

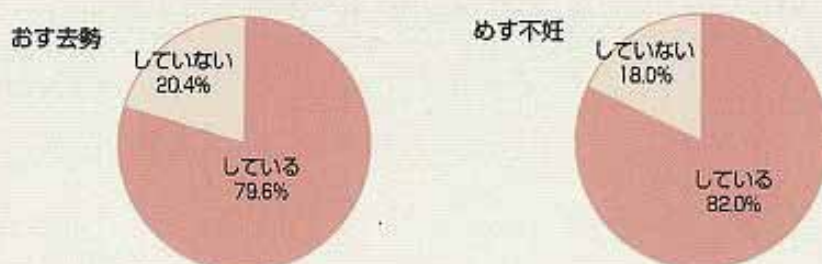
助成制度の活用

県内には、不妊・去勢手術の助成を行っている市町村がありますので、お住まいの市町村にお尋ねください。

また、(社)千葉県獣医師会・(財)千葉県動物保護管理協会では、動物愛護週間行事の一環として「不妊・去勢手術普及助成事業」を実施しています。詳しくは各団体にお問い合わせください。

(社)千葉県獣医師会043-232-6980 (財)千葉県動物保護管理協会043-214-7814

飼養実態調査:飼っているねこに不妊去勢手術をしていますか？(頭数割合)



(4) 飼い主がわかるようにしましょう(所有者明示)。

所有者明示をしておくことは、飼い主責任を明らかにするとともに、ねこに対する飼い主の愛情のあかしともいえます。屋内飼育ねこであっても、万が一、外に出てしまった場合や災害時等に備えて所有者明示をしておきましょう。

所有者明示の方法には、首輪、名札などがありますが、本県では、脱落又は消失するおそれのないマイクロチップ(電子標識器具)の装着を推進しています。



マイクロチップってなに?

マイクロチップとは、読み取り器を使って動物の個体識別を可能にする電子標識器具です。装着方法は皮下注射と同様で、動物病院において装着することができます。

本県では、動物愛護センターと各保健所にマイクロチップの読み取り器を配備しています。

装着に係る費用は、地域や動物病院により異なりますが、5千円～1万円程です。詳しくは動物病院にお問い合わせください。

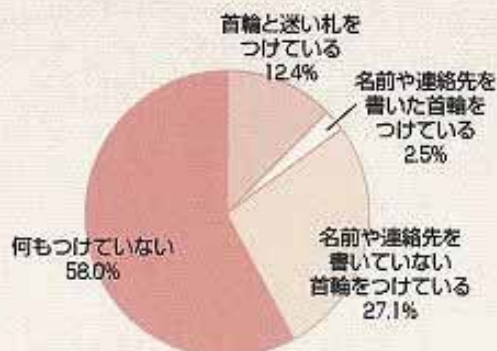
飼っているねこがいなくなったら・・・

すぐに思い当たるところをさがしてください。

また、動物愛護センターや最寄りの保健所、警察署には迷子動物が保護されていたり、迷子動物の情報が寄せられている場合がありますので、必ず問い合わせてください。(問い合わせ先は、最終ページにあります。)

人の集まる場所に許可等を受けて写真入りのポスターなどを掲示することも効果的です。動物病院やペットショップなどにも保護した人からの情報が寄せられていることがあります。

飼養実態調査:飼っているねこに、首輪や迷い札をつけていますか?(頭数割合)



飼養実態調査:飼っているねこに、マイクロチップをつけていますか?(頭数割合)

